常総会で会長に就任しており、「すべての国保組合を俯瞰し、その組織と運営の

国保組合を取り巻く課題への見解などを述べた。渡邉氏は6月18日の全協

国民健康保険組合協会の渡邉芳樹会長は10月

14日、

本誌のインタビュ

インタビュ

全国国保組合協会の渡邉会長に聞く

国保組合への国庫補助の維持・改善や 高額医療費共同事業の機能強化図る

に向け、

る同国の社会保障制度への造 王国日本国特命全権大使に赴 し、「福祉国家」と称され

成22年からは駐スウェーデン 険庁長官を務めた。また、平 のエキスパートとして活躍し 厚生労働省保険局総務課長を 生省保険局国保課長、13年に 渡邉会長は、 21年には、 するなど、 最後の社会保 医療保険制度 平成10年に厚 ④高額医療費の発生リスクへ ③財政制度等審議会の国保組 タビューとして、 識⑥国保組合の予防・健康づ 強化に向けた課題への現状認 の考え⑤国保組合の組織基盤 保・高齢者医療制度への感想 就任の感想・抱負②現在の国 合定率補助見直し論への認識 くりと保険者機能強化⑦国保

> 次のとおり。 て見解を聞いた。 渡邉全協会長の発言(要旨

①全協会長

当たっての抱負 全協会長就任

就任のご感想、 就任されました。最初に会長 18日の通常総会で全協会長に 渡邉会長は、今年6月 今後の抱負を

療費共同事業の機能強化を図りたいとした。さらに、 近年は1億円を超える価格の新薬が保険収載されるなど、医療の高度化に伴う高 摘し、「幻年の改革は所期の目的を果たしているのではないか」との認識を示した。 見直しに連動する形で国保組合の一人当たり保険料が大きく伸びていることを指 との考えを強調した。その上で、令和2年度までに完了した定率補助の段階的な 協の立場としては基本的に国保組合に対する国庫補助を維持し改善を図りたい」 務省の財政制度等審議会が今春の建議で、所得の水準の高い国保組合に対する国 持続可能性を確保し、国民皆保険の一翼を守り抜く」と今後の抱負を語った。 額薬剤の登場が相次いでいるが、高額医療費の発生リスクへの対応に関しては、 「あらゆる国保組合が正しく惧れて対処すべき問題」とし、まずは現行の高額医 補助は定率補助の廃止を含めて検討すべきだと提案したことに対しては、「全 被保険者数の減少など諸課題にも対応していく考えを示した。 本誌では渡邉会長へのイン 国保組合の組織基盤強化 財

しと感じています。

もう8年ほど前になります

スウェーデンに日本国特

ており、責任の重さをひしひ

渡邉会長

大変光栄に存じ

らず、皆に社会保険が適



だいています。 すが、様々に勉強させていた 者との会合が不自由で残念で 味深く、今はコロナ禍で関係 ますので、それだけに更に興 担当することについては、嘗 れる国です。国民皆保険を完 て国保課長を2年半務めてい して最も日本的な国保組合を 成させるための特別な方策と

ました。長いスウェーデンで

命全権大使として赴任してい

国ではどのような事業所で の経験からすると、あちらの

正規・非正規にかかわら 自営業・被用者にかかわ

用さ の漸減、 して、 規模保険者の多さ、被保険者 題を三つ挙げれば、第一に小 いる課題だと思っています。 保組合制度そのものが抱えて り抜くことが抱負ですし、 織と運営の持続可能性を確保 の国保組合を俯瞰し、 ここで敢えて今日の基本問 全協の会長なので、 国民皆保険の一翼を守 新規被保険者の加入 その組 すべて

【渡邉芳樹 全国国民健康保険組合協会会長の略歴】

昭和50年厚生省入省。平成10年厚生省保険局国民健康 保険課長、13年厚生労働省保険局総務課長、14年大臣官 房審議官、16年年金局長、21年社会保険庁長官、22年 駐スウェーデン王国日本国特命全権大使 (~25年)、 年日本生命顧問(~令和2年)、29年日本赤十字社常任理 事、30年NPO法人福祉フォーラムジャパン会長、令和 元年(社福) こどもの国協会理事長などを歴任し、3年6 月から全協会長。北海道出身の68歳。

ます。 事者として携わってこられま 度を取り巻く動きに国側の当 歴任されており、医療保険制 などがありましたらお願いし 医療制度などに対するご感想 現在の国保制度、後期高齢者 した。それを踏まえた上で、

渡邉会長

関わったことが

制度に対する感想 国保と高齢者医療

厚生労働省保険局総務課長を 厚生省国保課長、13年には 渡邉会長は平成10年に

ればなりません。また結構な 難しくても必須です。簡易な 険実務の一層のデジタル化は 思っています。 が実務面でのリスクです。第 費用負担が発生します。これ 合も難しい仕事をこなさなけ 実務を特長としてきた国保組 約が組織上のリスクだと 第二に医療保

玉

多いものですから、20年も前のこととはいえ様々な考えを持っています。現在の国保制度や後期高齢者医療制度という例示がありましたが、市町村国保は都道府県も加わった「新国保」として大きく変貌を遂げています。感慨深いことです。

ても、 凝縮していると思います。そ 時代の共同事業スキームにおす。もう少しいえば老健制度 からいうと、「せっかく静まっ ところに今ある後期高齢者医 を抱いているのか。そうした 事業についてどのような思い して自分たち本来の医療保険 の言葉遣いにも様々な思いが への支援金という仕組み、こ ける拠出金ではなく他の制度 如何なものか」と思っていま もう一度石を投げ入れるのは た(制度体系論という)池に ての思いはありますが、 様々な感想や当時とし

かと思っています。
た、国保組合代表としてではありませんが、今後の課題の一つとしては、広域連合ではなく都道府県の役割についてなく都道府県の役割についていただいたら良いのではないいただいたら良いのではない

市町村国保は都道府県の参す。

一方で、

現在の国保制度の

後期高齢者医療制度につい

う思いです。 取り巻く制度環境も大きく変 年適用の徹底など国保組合を すが、一方、時代も移ろい厚 を捉えていけば良いのかとい わせてどのように基本的問題 わっていますので、 長時代の経験を十分踏まえま 抱えている分野なので国保課 ていかなければならないと思 日的な意義を常に思い起こし ず国保組合の持つ歴史的・今 画で新国保に大きく変わりま います。難しく独特の問題を した。国保組合については先 それに合

行動したいと思います。当事者として更に深く見極

るのかなと思っています。

ま

療制度の本質と意義を見出せ

見直し論への認識財審の定率補助

――国保組合に係る定率国 和2年度までの5年間をかけ て完了しました。一方、財政 りまとめた建議には、所得水 りまとめた建議には、所得水 りまとめた建議には、所得水 を高い国保組合に対する定 率補助の廃止を含めて検討す るとの表現が盛り込まれてい ます。こうした意見が浮上し ている状況に対し、全協とし てどのように認識されていま すか。

渡邊会長 全協の立場とし 渡邊会長 全協の立場としては基本的に国保組合に対す りたいと考えています。財務 りたいと考えています。財務 りだいと考えています。財務 りがは 国債 国債 組合に対する国庫補助は廃止したいとシンプルに主張してきました。 厚生労働省は医療保険制度、皆保険のので場としたのである。

ます。

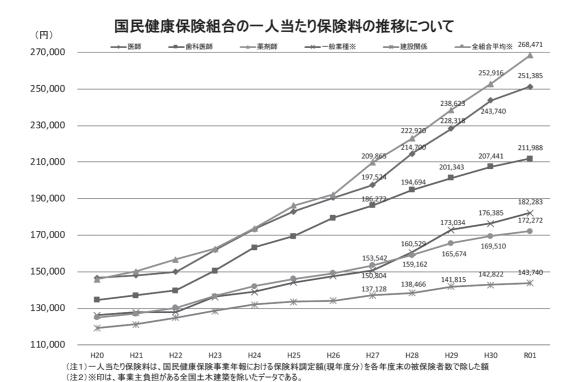
題だ」と思うのは均衡を失し とが「国保組合を代表する問 設組合などで、 通ないしは低い一般組合や建 が、それ以上に所得水準が普 の高い国保組合にもあります ている問題というのは、所得 押さえておかなければならな 見えたということです。この 所得水準の高い国保組合のこ いるという点を踏まえないで いう仕組み、 い点があります。 問題を考える時に、その前に ました。その違 い問題がさらに難しくなって 価したいと思います。この たと言って貰った点を高く 問において2年度まで完了 その運営が抱え 本質的に難 国保組合と がまた垣

を国保課でまとめていただいたの見直しの狙いは保険料負担の不合理な格差とでもいうれたものであります。平成20~令和元年度の国保組合の一人当たり保険料の推移(@頁)人当たり保険料の推移と、平成27

れるとおり、

ています

それでも見て取 27年改革の入る



(出所) 令和元年度国民健康保険事業年報

を踏まえた議論なくして、こ いただきたいです。 の財政制度等審議会のいうこ です。そうしたデータとそれ 更に所得水準の高い国保組 タを示した上で議論して のではないでしょうか。 公正な議論はでき

.係者での講演などがあり、

直しは令和2年度までの5年 たように、 での資料であり、 のではないかと思います。 は所期の目的を果たしている ばしてはいるのですが、こう ほかの国保組合も頑張って伸 負担が大きく伸びています。 国保組合の一人当たり保険料 りわけ平成27年度以降に薬剤 令和元年までの約10年間でと した表をみると、 ただ、これは令和元年度ま 医師、 定率国庫補助の見 歯科医師といった 質問にあっ 27年の改革

リスクへの考え 高額医療費の発生

事業が実施されてはいます 国保組合では高額医療費共同 場が相次いでおり、 お 0 など著しく高額な医薬品の登 考えですか。 スクについて、 リスクが高まっています。 今後の高額医療費の発生 近年は1億円を超える どのように 国保運営

足していったならば、どのよ の資料に2年度までの数字を 間をかけて完了しました。こ

うな表になるのかということ

渡邉会長 先日も国保組 合

ないと思います。 ことを深く考えなければなら 渡ってはいけない河を渡って どうなるのかを考えると、 に廃止した場合に制度として 振り返れば、 運営基盤であり、それを安易 しまう恐れはないのかという て象徴的で重要な共通の財政 7 時も同様の判断をしたと聞 何なるものかということを の関係です います。 国保組合にとっ が、 27年の改革 定率補助

題はあらゆる種類の

玉



の国保組合は出て来ていない はありません。 から関係ない」という問題で 多く出て来ています。「うち 万円以上というものはさらに のが出て来ており、 レセプト当たり数千万円のも べき問題だと述べました。1 保組合が正しく惧れて対処す 1 0 0 0

とが出来るのか検討をスター 化を図るためにどのようなこ 療費共同事業の一層の機能強 会」を再開し、 近く、「制度研究検討委員 第一に高額医

らは400万円超に国も趣旨 とめて行きたいと考えていま 事業を実施するというスキー ならば5年くらいには新しい 事態にどのように対応するの 現行の共同事業を機能強化 を理解して国庫補助金を出し の) 100万円超、 を行っています。(従来から 象とした高額医療費共同事業 ムで様々な声をお聞きしてま かという議論をまとめ、可能 てくれていますから、まずは 昨今の正しく惧れるべき 今年度か

見ても国保組合によって考え ることが随分違うということ これまでの調査を

庫補助率」といっています。

料の負担は必要になります。 険商品としては可能でしょう かという議論もあります。保 も選択肢の一つになるかどう 保険を念頭に置いた「再保険 トさせたいと思って しですが、その上で別に民間 先ずは今の共同事業の見直 掛け捨ての保険料と手数 います。

全協は全ての国保組合を対

を聞いていきたいと思います。 もあるので、 いろいろな意見

確立へ 国保組合の組織基盤 、の課題と認識

ます。 に対する現状認識をお願いし を求めています。これの課題 外承認の取扱いの見直しなど 設の緩和、 少が続く中、 盤確立のために国保組合の新 国保組合被保険者の減 健康保険の適用除 全協では 組織基

きなファクターです。

うに考えるか、 事業所の解消が進み自動的に 過去10年間厚生年金の未適用 善の強い要請もあってとくに 的な手立てを講じる以前に年 み合っています。 してきました。これをどのよ 国保組合の被保険者数も減少 協会けんぽ適用となるために 金制度改革や年金記録問題改 うリスクがあると思います。 合には、組織基盤の制約とい それが財政上のリスクと絡 渡邉会長 そもそも その中で適用 政策的制度 国保組

> 切ないまでの御苦労がありま る。若ければ医療費も少ない。 す。実際にはこれは非常に大 届きませんが直接話を聞くと 事者からの声は必ずしも多く 被保険者数の目減り対策にな 義と効果を持つの 除外承認拡大はどのような意 合内部の割合が増加する。 い組合特例被保険者の国保組 かし一方で国庫補助率の低 確かに 当

要があります。 場の思いも伝えています。 ります。 もっと増やすということにな 被保険者の割合を自動的 更に国保組合の新設という現 であれ新規加入者であれ、 後の組織基盤の強化は、 て下さいと要望しています。 未満事業所は仲間に入れさせ せめて新規に法人化した5人 的なリスクとなる組合特例 その上で端的に言えば、 一要な課題です。全協からは それでも組織基盤の確立は その結果を見通す必 私は一実効国 新設 財 今 13

> 訂正:5頁下段と6頁上段の「組合特例被保険者」 は「組合特定被保険者」の誤りです。

ます。 ば国保組合被保険者の医療給 厳しくなるばかりです。 付は同じですから財政運営は あろうが、いずれ病気になれ す。新規であろうが、旧来で 大きく減少するということで 定率国庫補助の効果が自然に 営が大変な国保組合に対する 9%の補助率になってしまい では22・5%、 補助率を加重平均すると50% 特例被保険者には13%で国庫 保険者には32%、 には、それぞれ元々の一般被 合特例被保険者となった場合 国保組合で50%又は90%が組 所得水準の高い組合は別です 例えば最高補助率32%の つまり、 所得が低く運 90 % では 14・ 残りの組合

政力の弱い国保組合は同種同しかし、これまでとくに財 声を届けていますが難しい問 しても国に対して常に現場の 努力をされています。全協と を守っていこうという必死の い新規被保険者を入れ、組織 業の団結心や忍耐の心で、若

> もらっています。 ということを研究・検討して 町村国保の時の国保組合との 新しい状況の中で、 府県が加わった新国保という けているのです。 仕切りは同じでいいのですか そこで国にも宿題を投げ 第一に都道 以前の市

1, いしています。 の国庫補助に戻すようをお願 ぽと同率(現在は16・4% あったようにせめて協会けん こで22年に至る前までそうで なることも予想されます。そ 来は大多数の被保険者がそう 50%超の組合も多くなり、将 い被保険者の割合は増加著し 適用事業所の解消推進に伴 第二に過去10年間の厚年未 国保組合平均で30%超、 国庫補助率一律13%と低

組合同様になり益々国庫補助 主義を全部言ってしまった 集の完全自由化など組合中心 の完全自由化とか、加入者募 から縁遠くなるでしょう。 勢い余って、 基本的に国保組合は健保 国保組合設立 諸

> ころです。 刃の刃です。 なります。 非常に悩ましいと 皆保険も危うく

予 防・ 保険者機能の強化

ますか。 組合の予防・健康づくり、保 全協として、どのように国保 み強化が求められています。 ティブ制度が設けられ、取組 険者機能の強化を支えていき 健康づくりのインセン 医療保険者全体に 子

者と比べても遜色のないよう ていただきたい点です。 にできる限り一生懸命に行っ 国保組合によって取組みに 渡邉会長 そこは他の保険

関しても要望しています。保 きたいので、 一所懸命に取り組んでいただ ばらつきがあります。しかし、 実強化を要望しています。 診なども含めて国庫補助の充 険者インセンティブ、特定健 の医療保険者と遜色のな 私たちはこれに

ました。

せていただきたいので、その 環境を是非とも整備して下さ いように一所懸命に取り組 ということです。

健康づくり

など 町 都道府県、 最後に、 国保連合会 保組合、

うものを皆でつくっていくと そして持続可能な新国保とい 合にもご配慮賜りたいです。 ただくことを大いに期待して の大きな一つの歯車ですか てもできる限り国保関係の諸 います。 いうことで、 すが、持続可能な国保組合、 てきた国保の世界ではありま メッセージをお願いします。 めて参りたいので、 関と一緒に協調して仕事を 渡邉会長 久しぶりに戻っ しっかりと仕事をしてい 国保関係者の皆様への 本日はありがとうござ 国保組合の団体とし 国保連合会はそ 国保組

メッセージ 国保関係者への

市

6